

外国人留学生の数について

令和2年度～令和6年度（直近5年）において、本学通学課程の在学学生及び科目等履修生（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第4項に規定する者をいう。）のうち、外国人留学生は在籍していません。

※外国人留学生：我が国の大学において教育を受ける外国人で、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」別表第一に定める「留学」の在留資格により在留する者とする。

日本人留学生の数について

令和2年度～令和6年度（直近5年）において、本学通学課程に在学する日本人学生のうち、留学（短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。）した者はありません。